令和２年第７回厚岸町教育委員会会議録

招集	日時	令和２年３月25日　午前10時00分
	場所	庁議室
開会日時		令和２年３月25日　午前10時00分
閉会日時		令和２年３月25日　午後11時15分
出席委員		田辺正保
		濱秀利
		平良木宣行
		森脇直美
欠席委員		
会議録署名委員	教育長	酒井裕之
	委員	濱秀利
会議出席者	教育長	酒井裕之
	事務局職員	管理課長　真里谷　隆 管理課長補佐　車塚　洋 学校給食ｾﾝﾀｰ所長　櫻庭康江 生涯学習課長　早川知記 生涯学習課長補佐　小池裕子 海事記念館長　三浦博哉 情報館長　秋田裕子 スポーツ課長　髙橋俊彦
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付　　議　　事　　件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	（報　告）	
	報告第３号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第４号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	（議　案）	
	議案第９号	厚岸町奨学審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第10号	厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第11号	厚岸町社会教育委員の委嘱について【原案可決】
	議案第12号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第13号	厚岸情報館協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第14号	厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第15号	厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第16号	厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について【原案可決】
	議案第17号	厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について【原案可決】
	議案第18号	第９次厚岸町社会教育中期計画について【原案可決】
	議案第19号	厚岸町教育委員会定数外職員取扱規則を廃止する規則の制定について【原案可決】
	議案第20号	厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第21号	厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】

議事日程

日程	議案番号	付　　議　　事　　件
	議案第22号	厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第23号	厚岸町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第24号	厚岸町教育委員会使用料等減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第25号	厚岸町スポーツバス使用管理要綱を定めることについて【原案可決】
7	（協　議）	
	協議第２号	令和２年度厚岸町立学校入学式の参列者について【協議済】
8		閉会

令和２年第７回厚岸町教育委員会

令和２年３月25日
午前10時00分開会

●教育長　　ただいまから、令和２年第７回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。
なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長　　日程第２「会期の決定」についてであります。委員会の会期を、本日、３月25日の１日間としてよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　それでは、会期を、本日、３月25日の１日間といたします。

（はい。の声）

●教育長　　それでは、そのように決定いたします。

●教育長　　日程第３、「前回会議録の承認」についてであります。令和２年３月19日に開会した第６回教育委員会の会議録の承認についてでありますが、会議録署名委員の森脇委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長　　日程第４、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、濱委員を指名いたします。

●教育長　　日程第５、報告第３号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただいま上程いただきました、報告第３号、「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書１ページをご覧願います。

厚岸町教育委員会会議規則による教育長の報告すべき事項として、教育委員会教育委員の任命について、次のとおりご報告いたします。

教育委員会委員の任命にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を得る必要がありますが、３月４日から開会されました令和２年厚岸町議会第１回定例会において、教育委員の任命に対する同意を得たものであります。

委員の氏名等は記載のとおりでありますが、田辺委員におかれましては、今回の任命で３期目となりますが、任期は、令和２年４月１日から４年間となります。

以上、簡単ですが、報告第３号の内容説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、「教育委員会教育委員の任命」であります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、報告第３号を終わります。

（はい。の声）

●教育長　　次に、報告第４号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長　　ただいま上程いただきました報告第４号「令和元年度中学校卒業生進路状況調査」について報告いたします。

議案書の３ページをお開きください。

町内中学校３校の３年生75名、前年度は96名おりました。23名少なくなっております。この75名については、73名が高等学校等への進学希望となっております。

進路未定者が２名おりますが、この２名につきましては、不登校状況にある生徒でして、保護者の監督のもとに自宅で生活を行っている状況にあります。なお、この２名の生徒については、町の保健福祉課、または関係機関との連携により、安否確認は取れている状況にあります。

進学する73名中25名が、厚岸翔洋高等学校を受験しました。これは、翔洋高等学校の全合格者36名（内訳は普通科が19名、海洋資源課17名）の中における人数ですので、今年度は「地元の生徒」の割合が69.4％、これは、前年度72％でしたので、若干少なくなってはおります。ただし、全体の受験者数が減っている関係で大きな変動ということでは捉えておりません。

釧路市内の高校への受験状況は、ほぼ例年通りとなっています。一般受験による合格者が大部分ですが、推薦受験による合格者も数名おります。

なお、公立高等学校の一次試験はすでに終了しましたが、二次募集に今入っている最中です。町内の中学生におきましては、公立高等学校の二次募集の希望者はいませんでした。ですから、今回お示しさせていただいているデーターがほぼ確定情報になるかと思います。

私立高校への進学は、札幌市や旭川、釧路市にある学

校が主なものであり、スポーツ等の環境を求めての進路選択となっております。いずれにしても、校内での三者面談で十分確認の上の決定となっております。

以上、報告第４号の説明とさせていただきます。

●教育長　　内容は、「町立学校中学校卒業生進路状況について」であります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、報告第４号を終わります。

（はい。の声）

●教育長　　日程第６、議案第９号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第９号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の４ページをご覧いただきたいと思います。

厚岸町奨学審議会委員については、７名の委員で構成されておりますが、第１号委員山田委員及び第２号委員武田委員及び古森委員、それぞれ解職の申入れがあり、同委員に欠員が生じるため、厚岸町奨学資金貸与条例第４条第２項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

議案書の５ページをご覧願います。

関係条例の抜粋と委員名簿であります。委員名簿の内、１号委員の山田氏は町外転出により１名の欠員、２号委員の武田委員及び古森委員は、令和２年４月１日付け校

長会役職替えにより解職の申入れがあり、同委員に欠員が生じるため、厚岸町奨学資金貸与条例第４条第２項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

再び３ページをご覧願います。

委嘱する者の氏名であります。

１号委員、久保ますみ氏であります。現在、湾月、有明、筑紫恋地区の民生委員であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

２号委員、小川一法氏であります。太田小学校の校長先生であります。

同じく２号委員、沼田　卓二氏であります。この４月に太田中学校に赴任されます校長先生であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

任期は、令和２年４月１日から令和４年３月31日の２年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第９号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、任期満了にともなう、厚岸町奨学審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第10号「厚岸町学校給食センター運営委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●給食センター所長　　ただ今、上程いただきました議案第10号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書　６ページをお開き願います。

令和２年３月31日をもって任期満了となる厚岸町学校給食センター運営委員会委員について、厚岸町学校給食センター管理条例第４条の規定により、新たに委嘱いたしたく、本案を提出するものであります。

委嘱する者の氏名でありますが、教員関係者は、古森康晴氏、西澤和訓氏、沼田卓二氏の３名です。識見を有する者は、佐々木修治氏、森脇智亮氏、中尾利都子氏の３名、計６名であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

任期は、令和２年４月１日から令和４年３月31日の２年間となっております。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、任期満了にともなう、厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第11号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」、議案第12号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長　　ただ今上程いただきました議案第11号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び第12号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の８ページをご覧願います。

厚岸町社会教育委員の委嘱についてす。

現在の委員は、令和２年３月31日をもって任期満了となりますので、社会教育法第15条第２項及び社会教育委員設置条例第３条の規定により新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

１氏名等ですが、性別、住所、職業につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

氏名です。委員区分「社会教育」は、金橋康裕氏、森脇智亮氏、葛西松子氏、中田美雪氏で、いずれも再任で、池田多佳子氏は新任です。

次に委員区分「学校教育」では、三田村司氏は再任で、西澤和訓氏氏は、新任です。

次に、委員区分「家庭教育」は、川崎優子氏は再任で、小島郁子氏、塚田愛香氏は新任です。

次に、委員区分「学識経験者」は、佐々木修治氏は再任で、高橋和良氏は新任です。

２任期ですが、令和２年４月１日から令和４年３月31日までです。

続きまして、議案書の10ページをご覧願います。

厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱についてです。

現在の委員は、令和２年３月31日をもって任期満了となりますので、社会教育法第30条第１項及び厚岸町公民館条例第６条の規定により新たな委員を委嘱したく、本議案を提出するものであります。

１氏名等及び２任期につきましては、議案第11号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、任期満了にともなう、社会教育委員と公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第13号「厚岸情報館協議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長　ただ今上程いただきました議案第13号「厚岸情報館協議会委員の任命について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧願います。

厚岸情報館協議会委員の任命についてでございます。

令和２年３月31日をもって任期満了となる厚岸情報館協議会委員について厚岸情報館設置条例第７条の規定により新たな委員を任命いたしたく、本議案を提出するものであります。

１氏名等ですが、性別、住所、職業につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

氏名でございます。委員区分「学校教育」では、佐野哲哉氏は新任です。

「社会教育」は、中田美雪氏、米内山法敏氏で、いずれも再任です。

次に委員区分「家庭教育」で、井手真由美氏は「新任」、清野佳代氏は、「再任」です。

次に委員区分「学識経験者」ですが、室﨑正之氏、稲葉美由樹氏、福原通雄氏は、いずれも再任です。松岡秀尚氏、水野由紀子氏は、いずれも「新任」です。

２任期です。令和２年４月１日から令和４年３月31日までです。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　内容は、任期満了にともなう、厚岸情報館協議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第14号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」、議案第15号「厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長　ただ今上程いただきました議案第14号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」及び議案第15号「厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧願います。

厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱についてでございます。

令和２年３月31日をもって任期満了となる、厚岸町文化財専門委員会委員を、厚岸町文化財保護条例第５条の規定により新たに委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

１氏名等ですが、性別、住所、職業につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

氏名でございます。中嶋弘美氏、中田由美子氏、川崎優子氏、江端満氏、髙橋真治氏、石崎恵子氏、川口宏二氏、國井彩子氏、福田美樹夫氏は、いずれも再任でございます。河合孝芳氏は新任となります。職業無職で、社会教育関係区分です。

続きまして、議案書の16ページをご覧願います。

厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱についてです。

令和２年３月31日をもって任期満了となる、「厚岸町海事記念館協議会委員」、「厚岸町郷土館運営審議会委員」及び「厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員」を、厚岸町海事記念館協議会条例第６条、厚岸町郷土館条例第６条及び同条例施行規則第７条、並びに厚岸町太田屯田開拓記念館条例第６条及び同条例施行規則第７条の規定により新たな委員を委嘱したく、本議案を提出するものであります。

１氏名等及び２任期につきましては、議案第14号と同様ですので、説明を説明を省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、任期満了にともなう、文化財専門委員会委員、海事記念館協議会委員、郷土館運営審議会委員及び太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第16号「厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案

内容の説明をしてください。

●スポーツ課長　ただいま上程いただきました、議案第16号「厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について」、その提案理由を説明申し上げます。議案書19ページをご覧いただきたいと存じます。

厚岸町スポーツ推進委委員につきましては、スポーツ基本法第32条第１項により教育委員会が委嘱することが規定されており、厚岸町スポーツ推進委員に関する規則で定数と任期を規定しています。

今回、委嘱の提案をいたしますのは、令和２年３月31日をもって委員の任期が満了することに伴うスポーツ推進委員の委嘱であります。

委嘱する人数は、厚岸町スポーツ推進委員に関する規則第３条の規定により15名であります。

氏名でありますが、大場一博氏（サッカー)、鈴木泰博氏（野球)、宮原勉氏（野球)、鹿野眞裕氏（陸上)、小林敏美氏（少林寺)、田崎春美氏（ミニバレー)、馬場まり子氏（バレー)、大山織絵氏（バスケット)、五十嵐百合子氏（水泳)、中澤清美氏（スケート)、本庄将之氏、小笠原景太氏、宗石芳弘氏（サッカー)、松永翔太氏（経験者)、髙橋敏晴氏（経験者）の15名となっており、髙橋敏晴氏は新任で、他の14名については再任となっております。

性別、生年月日、住所、職業は記載のとおりでございますので省略させていてだきます。

委嘱年月日につきましては、令和２年４月１日から令和４年３月31日までの２年間であります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　内容は、任期満了にともなう、厚岸町スポーツ推進委

員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第17号「厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課長　　ただいま上程いただきました、議案第17号「厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について」、その提案理由を説明申し上げます。議案書の21ページをお開き願います。

厚岸町学校施設開放主事等につきましては、厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第４条第１項の規定に基づき設置され、同条第２項の規定により教育委員会が委嘱することとなっております。

この度、令和２年３月31日をもって、太田中学校における学校施設開放主事及び副主事の任期が満了することから、新たに委嘱しようとするものであります。

氏名等でありますが、主事として、太田中学校教頭であります、宇野正幸氏を、副主事として、利用者であります、佐藤洸太氏を、委嘱するものであります。性別、生年月日、住所、職業は記載のとおりでありますので説明は省略させていただきます。

任期につきましては、令和２年４月１日から、令和３

年３月31日までであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、任期満了にともなう、厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第18号「第９次厚岸町社会教育中期計画について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長　　ただ今、上程いただきました議案第18号「第９次厚岸町社会教育中期計画について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の23ページをご覧願います。

第８次厚岸町社会教育中間計画が令和元年度で計画期間が終了することに伴い、「第６期厚岸町総合計画」を踏まえ、「厚岸町民憲章」及び「厚岸町教育目標」の具現化を図るために社会教育行政の役割を示し、生涯学習の観点に立った社会教育を推進するため、本計画を策定するものであります。

厚岸町社会教育中期計画につきましては、５年間を計

画期間としており、これまで、昭和59年第１次計画から継続して策定しており、第８次計画では、平成27年度から平成31年度（令和元年度）、このたびの第９次計画では、令和２年度から令和６年度までの計画期間となるものであります。

計画の内容について、でありますが、議案第18号説明資料「第９次厚岸町社会教育中期計画書」にてご説明させていただきます。

表表紙をお開きいただき、はじめに目次であります。

この計画書は、３つの章からなっており、１ページから６ページまで第１章､社会教育中期計画の基本的視点、７ページから30ページまで第２章は、各分野について、31ページから76ページまで第３章は資料編となっています。

次の１ページをお開きください。第１章は、５つの節からなる章であります。

２ページ、第１節、社会教育中期計画策定の意義、第２節、社会教育中期計画策定の基本的な考え方。

３ページ、第３節、計画の基礎となる指標。

４ページ、第４節、社会教育のすがた、第５節、基本方向と領域別推進目標。

この章では、計画の基礎となる内容であり、第９次において大きく変わるものではありませんが、６ページ、第５節においては､次章､第２章の９つの各領域別の「推進目標」と「重点項目」を設定しております。

７ページからの第２章は、各分野についてで、９つの節からなる章であります。

８ページ､第１節は､家庭教育です。はじめに「現状」の整理と「課題」の設定をしています。次に、９ページ家庭教育の推進目標を｢人と人とのふれあいをとおして、子どもの基本的な生活習慣を身につける家庭教育支援の推進」として、下の重点項目では２項目、施策を４つ設

定しています。以降の９節までにおきまして各領域ごとに、「現状」、「課題」、「推進目標」、「重点項目」、「施策」と展開した流れとなっています。

第２節、青少年教育です。現状、課題の説明は省略させていただき、11ページ推進目標を「主体的な活動をとおして、豊かな人間性を身につける青少年教育の推進」として重点項目を２項目、施策を８つ設定しています。

第３節、成人教育では、推進目標を「自らを高めながら、まちづくりをすすめる成人教育の推進」として、13ページ、重点項目を２項目、施策を７つ設定しています。

第４節、高齢者教育では、15ページ　推進目標を「生きがいにあふれ、自身の豊かな経験を発揮できる高齢者教育の推進」として重点項目を１項目、施策を２つ設定しています。

第５節、芸術文化では、17ページ　推進目標を「一人一人の心を豊かにする芸術文化活動の推進」として重点項目を１項目、施策を３つ設定しています。

第６節、図書館活動では、20ページ　推進目標を「いつでもどこでも誰でも読書ができる環境づくりと時代に対応した情報活用の推進」として重点項目を２項目、施策を21ページにわたり11設定しています。

第７節、社会教育施設では、23ページ、推進目標を「学習活動を支援する社会教育施設の充実」として重点項目を２項目、施策を４つ設定しています。

第８節、博物館活動では、26ページ　推進目標を「郷土と歴史・文化と天文・海事に関わる資料の保存と活用の推進」として重点項目を２項目、施策を７つ設定しています。

28ページ、第９節、スポーツでは、29ページ、推進目標を「町民だれもが、それぞれのライフステージに応じ、それぞれの志向に合う仲間や指導者と共にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくり」

として重点項目を３項目、施策を７つ設定しています。

次に31ページからの第３章は、資料編で、３つの節からなり、第１節、厚岸町の社会教育施設で、社会教育施設と社会体育施設の一覧。

33ページ、第２節、厚岸町の文化財では、指定及び登録文化財一覧、厚岸町埋蔵文化財包蔵地一覧が36ページまでとなっています。

第３節、厚岸町社会教育中期計画各事業の評価では、第８次厚岸町社会教育中期計画検証表となっています。

９つの各項目の施策・事業ごとに、成果と課題、平成27年度から平成31年度各年度ごとの事業評価、継続性について検証しています。

なお、事業評価はＡ、Ｂ、Ｃ、継続性では、１～４まで、継続、変更、完了、中止としています。

検証表部分につきましては、項目が多いため、個別の説明を省略させていただきます。

最後に、各種計画策定年表であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、第９次厚岸町社会教育中期計画についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員　　この計画を立てるにあたって、ぜひとも他の課、例えば保健福祉課などとも協力して、連携を図りながら事業推進に当たっていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願いいたします。

●生涯学習課長　　生涯学習課の事業範囲は、当計画にもありますように、スポーツ課等とも関わってまいります。各個別の事業につきましても、やはり、特に保健福祉課ですとか、道立施設のネイパル厚岸、また、各委員の皆様のご協力を得

ることもございます。少なくとも役場庁舎内の連携を深めながら、事業推進に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

●教育長　　他にございませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第19号「厚岸町教育委員会定数外職員取扱規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、議案第19号、「厚岸町教育委員会定数外職員取扱規則を廃止する規則の制定について」、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書の24ページをお開き願います。

厚岸町教育委員会定数外職員取扱規則は、教育委員会事務局及び教育機関に勤務する一般職の職員以外の臨時又は非常勤の職員の任用、給与、勤務時間、身分等の取扱いに関し、必要な事項を定めているものであります。

廃止する理由については、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、地方公務員の非正規職員に関する制度が整備され、令和２年４月1日より会計年度任用職員制度が導入されるとともに、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されることにより、現

在教育委員会で任用している嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員について、同日以降、規定する職がなくなることにより、当該規則を廃止するものです。

厚岸町教育委員会定数外職員取扱規則を廃止する規則

この規則を廃止するものです。

附則でございます。この規則は、令和２年４月１日から施行するものであります。

以上簡単ですが、議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、会計年度任用職員制度導入にともなう、厚岸町教育委員会定数外職員取扱規則の廃止についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第20号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第20号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書25ページをご覧願います。

厚岸町立学校管理規則については、町立学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的としております。

今回の改正については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法において、学校における働き方改革を進めることが必要であるとして、「職員の業務量の適切な管理等の措置に関する規定の改正があり、休日の「まとめ取り」の導入ができるよう一年単位の変形労働時間制の適用が可能となることを受け、当町においても同法に準じて厚岸町立学校管理規則についても同様の規定の追加を行うため、本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている議案第20号説明資料「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表」により説明させていただきます。

第10条の２、職員の業務量の適切な管理等についての規定であります。

教職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間､いわゆる時間外の勤務時間の上限を１ヵ月45時間、１年360時間とする規定であります。

同条２項では、大災害時など通常予見することができない業務量の大幅な増加等により、一時的に又は突発的に時間外の勤務を行わざるを得ない場合は、勤務時間の上限を１ヵ月100時間、１年720時間とする規定で、５ヶ月までの平均時間を１か月80時間とし、かつ１か月45時間を超えて業務を行う月数を６ヶ月とする規定にしようとするものであります。

同条３項では、教職員の健康及び福祉の確保を図るため、必要な事項については、町教委が別に定める規定であります。

議案書26ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和２年４月１日か

ら施行しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第20号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されることにともなう、職員の業務量の適切な管理等に関する規定の追加による、厚岸町立学校管理規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員　　今回の改正について、勤務時間の上限という形で、国の法律改正に合わせて制限を設けて、一つの基準を作ることは何ら問題はないのですが、実際にこの時間内に収まるような業務内容になっていくのかということだと思うんです。単純に基準の時間を設けるということではなく、やはり業務の内容など、そういう部分の改善を図っていかなければいけないのではないかと思うんです。それは、学校現場の状況もあるでしょうし、教育委員会全体としての取組もあるでしょうし、そういった中で業務改善という部分に力を入れて、この基準内での働き方改革を進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

●管理課長　　令和２年２月から校務支援システムを学校現場に導入し、教職員の出退勤の把握はもちろんのこと、働き方改革ということで、これらを活用していただいて、少しでも勤務時間を低減していただくよう、町教委としても努めてまいりたいと思っております。また、それ以外にも、色々と考えられることがあると思います。それらを厚岸町校長会などで協議いただきながら、なるべく低減して

いければと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●教育長　　他にございませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第21号「厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第21号「厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書27ページをご覧願います。

厚岸町学校運営協議会規則については、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。

今回の改正については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和２年４月１日に施行となることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の条番号が改正されるため、厚岸町学校運営協議会規則についても引用条文の整理を行うため、本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている議案第21号説明資料「厚岸町立学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表」により説明させていただきます。

第１条中、現行の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律第47条の６の規定を第47条の５に改めるものであります。

なお、規則内容については変更ありません。

議案書27ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和２年４月１日から施行しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第21号「厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正にともなう、厚岸町学校運営協議会規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第22号「厚岸町語学指導等を行う外国青年

任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第22号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書28ページをご覧願います。

この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、教育委員会に配置され、外国語指導助手として職務に従事する外国青年の勤務条件等を定めることを目的としております。

今回の改正は、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、地方公務員のいわゆる非正規職員に関する制度が整備され、令和２年４月１日から会計年度任用職員制度が導入されるとともに、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されております。現在、教育委員会で任用しているＡＬＴは、これまでの非常勤特別職からパートタイム会計年度任用職員に移行するため、会計年度任用職員制度導入に対応させるため、規則の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている議案第22号説明資料「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則新旧対照表」により説明させていただきます。

第１条は、目的等について規定をしておりますが、第２項中、現行では、労働基準法により規定しておりますが、改正案では、会計年度任用職員制度導入に伴う根拠法令を地方公務員法に変更しようとするものであります。

第３条の２は、身分を規定しておりますが、改正案で

は、地方公務員法第22条の２第１項に規定する外国語指導助手の身分がパートタイム会計年度任用職員となることを規定しようとするものであります。

第３章「任用期間及びその終了」でありますが、章名（しょうめい）を「任期及びその終了」に改め、見出しも「任期」に整理しております。

第４条に､外国語指導助手の任期を明文化させるため、外国語指導助手の任期は、前半任期及び後半任期をもって定めるものとし、それぞれの期間を１号前半任期として、任用開始日から任用開始日が属する年度の３月31日までとし、２号では、後半任期として、任用開始日の翌年の４月１日から任用開始日から起算して１年を経過する日までとする規定を加えるものであります。また、第２項、第３項及び第５条「退職」規定の「任用期間」を「任期」に改正するものであります。

第６条「免職」であります。

第２項中「給料」を「報酬」に改正するものであります。

第４章「給料その他の給付」でありますが、章名を「報酬その他の給付」に改め、第７条の見出しも「報酬及びその計算」に整理し、同条第１項中「厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第30条の規定に基づく」規定を加え、パートタイム会計年度任用職員になることに伴う字句の整理をしております。

また、第１項から第４項までの、「給料」を「報酬」に改正するものであります。

第８条「給料の減額」でありますが、

第８条の見出しを「報酬の減額」に改め、「給料」を「報酬」に改正するものであります。

第９条「旅費」の規定であります。

第９条の見出しを「費用弁償」に改め、同条第１項中「一般職に属する職員の例により、旅費を支給」を「そ

の旅行に要する費用を弁償」に改め、第２項中「旅費を支給」を「費用を弁償」に、「帰国のための旅費については」を「帰国費用は」に、「支給」を「弁償」に改め、第３項中「帰国旅費を支給」を「帰国費用を弁償」に改めるものです。

第11条は「勤務時間」の規定であります。

同条第４項を第５項に繰り下げ、第４項として同項の前に、勤務に当たっては、労働基準法第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、１日については８時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第１項の定めにより、毎週少なくとも１日の勤務を要しない日を与えるものとする規定を加えるものであります。

第15条「特別休暇」の規定であります。

第15条を全部改正し、パートタイム会計年度任用職員の例により、外国語指導助手の特別休暇は厚岸町会計年度任用職員に関する規則第35条の規定に準じて、付与するものとし、ただし、時間を単位として付与された特別休暇を日に換算するときは、７時間をもって１日とする規定にするものであります。

●教育長　　内容は、会計年度任用職員制度導入にともなう、外国語指導助手の非常勤職員からパートタイム会計年度任用職員への移行と、それによる勤務条件等の改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員　　今回の改正とは、直接関係のないことになってしまいますが、４条の任期の関係で、１項から３項までを見ていきますと、通常は約２年間の一般任用で、そのまま、状況によっては１年ずつ更新することができるということですよね。ただし、更新は５年間までですよということになっています。

そこで、この５年間ということについて、外国語指導助手を派遣している団体等による制限があるものなのかをお聞きしたい。例えば、厚岸町の英語、外国語教育において、非常に有意義な人材であるということで、この５年間を超えて、厚岸町で語学指導に当たってもらいたい人材がいた際には、採用することのできる方法はないものか、その点の町教委としての考えを少し示していただければと思うのですが。

●管理課長　　まず、外国語指導助手を派遣している一般財団法人自治体国際化協会の規定により、５年間までとなっております。それ以降につきましては、例えば、当然、本人の考えもあるでしょうし、厚岸町教育委員会としてこの人材は必要であるという場合に際しては、他の自治体のように、直接雇用ですとか、当町とは異なる団体と契約しているところもありますので、色々と方策はあるかもしれません。

どちらにしましても、現在おります外国語指導助手は、二人とも大変素晴らしい人材と認識しております。現在、３年目ということで、できるだけ、５年間いていただきたいと思っておりますが、これも本人の意思次第ですので、どうなるかわかりませんが、それ以降のことについては、まだ時間がありますので、雇用の点等、今後検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●田辺委員　　そうした場合、今回、提案されている厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則ではない、別な任用規則で規定していくということでしょうか。

●管理課長　　今回、一部改正した外国青年任用規則は、今まで外国語指導助手を派遣していただいている一般財団法人自治

体国際化協会の示す規定に準じたものとなっております。当然、直接雇用、または異なる団体を利用する場合は、多少の一部改正をしなければいけないと思っております。その際には、改めて規則改正をしながら運用していきたいと考えております。

●教育長　　他にございませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第23号「厚岸町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長　　ただいま上程いただきました、議案第23号「厚岸町公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容をご説明いたします。

令和２年４月１日からの会計年度任用職員制度の運用に伴い、これまでのに任用形態である非常勤に関する規定を削るとともに、管理人業務の委託を行えるよう規定を改める必要があることから、本案を提出するものであります。

なお、説明は、議案書により行いますので、別にお配りしている、議案第23号説明資料の新旧対照表については、参考として、あわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、議案書　31ページをご覧願います。

厚岸町公民館条例施行規則の一部改正であります。改正内容ですが、第２条中第２項及び第３項を削り、第４項を第２項とするもので、臨時、非常勤職員は、会計年度任用職員となるため非常勤に関する規定を削るものです。

次に、第３条中「管理人は、教育長が任命する。」を削るもので、管理人は、管理業務の委託による形態になることから任命を要しないため、削るものであります。

次に「附則」であります。この規則は、令和２年４月１日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●教育長　　内容は、会計年度任用職員制度導入にともなう、非常勤に関する規定の削除と、管理人業務の委託を行えるようにするための規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第24号「厚岸町教育委員会使用料等減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長　ただいま上程いただきました、議案第24号、「厚岸町教育委員会使用料等減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

令和２年４月１日からの厚岸町郷土館、厚岸町海事記念館、厚岸町太田屯田開拓記念館の入館料を無料とするため、入館料の減免に関わる規定を整理する必要があることから、本案を提出使用とするものであります。

なお、説明は、議案書により行いますので、別にお配りしている、議案第24号説明資料の新旧対照表については、参考として、あわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、議案書32ページをご覧願います。

厚岸町教育委員会使用料等減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する訓令であります。

訓令の題名であります。この訓令では使用料と入館料が基準の対象となっておりましたが、無料となる３館の入館料部分を削るため使用料のみの訓令となり、題名から「等」をのぞき、新たに「厚岸町教育委員会使用料減免規定における特認事項に関する要綱」に改めるものです。

第１条の改正は、題名の改正同様に入館料を削ることから第１条中「及び入館料（以下「使用料等」という。）」を削るものです。

次に第２条ですが、特認事項の基準において、これまでの入館料部分を削り、新たな第２条に改めるものであります。

次に、別表でありますが、新たな第２条において別表中の対象部分を規定することから、別表を削るものであります。

次に附則であります。

この訓令は、令和２年４月１日から施行するものであ

ります。
　以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●教育長　　内容は、厚岸町郷土館、厚岸町海事記念館、厚岸町太田屯田開拓記念館の入館料を無料化することにともなう、厚岸町教育委員会使用料等減免規定における特認事項に関する要綱の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第25号「厚岸町スポーツバス使用管理要綱を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課長　　ただいま上程いただきました、議案第25号「厚岸町スポーツバス使用管理要綱を定めることについて」、その提案理由を説明申し上げます。議案書の34ページをお開き願います。
　厚岸町スポーツバスは、厚岸町スポーツ少年団活動の活性化を図り、安心して少年団に加入できる環境を整えるため、本年４月１日より練習に参加する少年団員の送迎を実施いたしますが、実施するにあたり、バスの使用を適正に管理運営するために必要な事項を定めるため、

本案を提出するものであります。１条毎、ご説明いたします。

第１条では、本要綱の趣旨を規定しております。

第２条使用目的は、バスの使用は、厚岸町スポーツ少年団の送迎と定め、柔軟な使用を図るため、教育長が特別の事由があると認める場合は、この限りでないと定めるものであります。

第３条使用日時は、バスの使用日時は、第１号12月31日から翌年１月５日までの日と第２号車両の法定点検整備日を除く午前８時30分から午後５時までとする定め、柔軟な使用を図るため、教育長が特別の事由があると認める場合は、この限りでないと定めるものであります。

第４条は、第１項でバスの申請について定め、第２項では、申請があった場合は、速やかに使用の可否を決定しなければならない。第３項では、使用をさせることを決定した場合は、使用者に使用承認書を交付するものとする、使用申請及び承認を定めるものであります。

第５条は、自然条件、車両故障等によりバスの使用に支障が生じた場合は、使用承認後も使用日時の変更又は使用の取消しをすることができると、使用承認後の変更等を定めるものであります。

第６条は、使用者は、使用申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続をとらなければならないと、使用申請後の変更を定めるものであります。

第７条は、運転従事者は、安全運転の支障となる行為を行った者については、その者の乗車を拒否し又は降車を命ずることができると、乗車の拒否を定めるものであります。

第８条　車両の運行管理は、厚岸町車両運行管理規程（昭和46年訓令第１号）を準用すると、運行管理について定めるものであります。

第９条は委任で、この要綱に定めるもののほか、必要

な事項は教育長が別に定める、とするものであります。
36ページは、スポーツバス使用申請書です。
37ページは、スポーツバス使用承認書です。
議案書35ページにお戻り下さい。附則であります。この要綱は、令和２年４月１日から施行するものであります。
以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、厚岸町スポーツバスの管理運営にともなう、厚岸町スポーツバス使用管理要綱の新規制定であります。これから質疑を行います。

●濱委員　　実際の申請書の運用方法といいますか、例えば、部活などで今回のスポーツバスを使いたいとなった場合、一学期に一回だけ申請書類を提出することでいいのか、それとも利用の都度提出しなければいけないのか、一年に一回提出しなければいけないのかなど、実際の運用方法を教えていただきたいのですが。

●スポーツ課長　　スポーツバス使用の申請につきましては、毎月20日頃までに翌月分の使用申請を提出してもらって運用しようと考えておりまして、現在、町内の少年団にも、その旨、投げかけております。ですので、１ヶ月単位での申請書類の提出にて運用しようと考えております。

●平良木委員　　使用日時が午前８時30分から午後５時00分までということですが、実際に午後５時00分までで部活や少年団活動が終わるものなのかどうかという点と、「厚岸町スポーツバス使用管理要綱」の第２条で「ただし、教育長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。」となっていますが、実際の運用上、問題ないのかという

点、２点についてお聞かせ願いたいのですが。

●スポーツ課長　スポーツバスの運行ですが、平日の放課後、大体、午後３時30分頃に厚岸小学校を出発し、真龍小学校、そして、Ｂ＆Ｇ海洋センターというように運行する予定です。到着後、それぞれ練習開始となります。練習時間は午後６時30分頃には終わり、遅くとも７時には全て終わっていると考えられますので、スポーツバスについては、練習前の送りだけの運用と考えております。ですので、練習後の帰宅については、時間的にも保護者の仕事も終わっている頃かと思いますので、帰りについては保護者にお願いしているところであります。

休日については、午前は、練習前の送りと練習後の送りについて運行しますが、本要綱の定める時間の中で運用できるものと考えております。

●教育長　他にございませんか。

（ありません。の声）

●教育長　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　では、そのように決定いたします。

●教育長　ここで暫時、休憩したいと思います。

再開後の協議第２号、「令和２年度厚岸町立学校入学式の参列者について」は、管理課長と指導室長に出席願います。

その他の職員におかれましては、ここでご退席いただ

いて結構です。お疲れさまでした。

～休憩中～

●教育長　　再開します。次に、協議第２号、「厚岸町立学校入学式の参列者について」を議題といたします。

～協議中～

●教育長　　現在、新型コロナウイルス感染症の広がりが懸念されていることを考慮し、令和２年度の厚岸町立学校入学式への来賓出席は見送ることとします。

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第７回教育委員会を閉会します。